

論文

地方新聞の水平運動・融和運動認識とその背景

——一九二〇年代の兵庫県多可郡を中心に——

高木 伸夫

要 約

本稿は、兵庫県多可郡で発行されていた地方新聞『新播磨』を素材として、これまで未解明であった水平社未設定地域の水平運動・融和運動（観）を検討するものである。併せて、頻発する差別事件とそれへの対応、さらに小作争議の展開と被差別部落の小作人団体、国本会の組織など、従来指摘されてこなかった諸行動を明らかにする。

はじめに

一般に近代史研究の資料源としての新聞の位置は二次・三次史料と軽んじられる傾向にあるが、全国をエリアとする大新聞は市民生活の中心的な情報媒体として、中央・大都市から各地方の読者に思想的・文化的影響を与えたのに対して、地方新聞は地域社会に密着した情報

媒体として地方の活性化・近代化に導く情報発信を目指していたともいえよう。

ことに本稿の主題とする一九二〇年代には様々な地方新聞が多様な社会運動団体の機関紙誌とともに活発な情報提供と問題提起を行っていた。地方新聞は地域社会の一般的動向や地域社会を揺り動かす諸事件、様々な社会運動団体の活発な主張とその動向などを知るために、一次史料と同じく資料批判を加えることにより貴重な史料

源となるのである。

兵庫の近代史研究のみならず、近代部落史研究の資料源としての新聞については、地元紙である『神戸新聞』、『神戸又新日報』と『大阪朝日新聞神戸付録』、『大阪毎日新聞兵庫県付録』を中心に検索と検討が進められてきたが、地域をエリアとする新聞については『丹陽新聞』、『丹波新聞』などを除くと、公共図書館や発行所に揃っていないので、活用されていないのが現状である。

本稿では、兵庫県内東播磨地方の北端に位置する多可郡で発行されていた『新播磨』を素材に、地方新聞の水平運動観・融和運動観と水平社未結成地域の差別事件、小作争議を考察する。『新播磨』については、安達正明が同地方における大正デモクラシーの浸透と挫折の推移を分析するなかで同紙を初めて取り上げたが、融和運動や部落差別に対する闘いなどは検討されてこなかった。

さらに安達は、『新播磨』の主張や同紙の発行人・投稿者の分析なども行っているが、安達も参加した『西脇市史』史料篇には水平運動・融和運動や部落差別の実態を示す記事は全く紹介されず、安達の死後に発刊された『西脇市史』通史篇にも安達の論稿以上の追加・増補はされていないのである。

このため、安達の論稿を参考にしながら、改めて『新

播磨』の主要関連記事を検討し、課題に迫ることにする。

一 全国水平社創立と『新播磨』の水平運動観

一九二二年三月三日に京都岡崎公会堂で開かれた全国水平社創立大会には西日本を中心に、全国から三〇〇〇人ともいわれる参加者があり、部落民としての誇りを示した創立宣言と、差別者への徹底的糾弾が決議された。

兵庫県内でも同年五月に神戸市内三番町で京都水平社主催の差別撤廃演説会が開かれ、一月には兵庫県水平社創立を兼ねた神戸水平社創立大会が神戸市葺合吾妻通の専称寺で開催され、以後、「殆ど一気呵成で全県下に拡がり、本年（二三年―引用者注）に入ってから益々烈しく、或は演説会に、或は座談的に阪神沿道・播州各地方・淡路岩屋・但馬方面で寄々集会を催した数は既に四、五〇回に達し、県下の各部落を挙げて同社に加盟し、鞏固なる一団体をつくらんとしている」と報道されたように、水平社は各地に生まれ、差別からの解放をめざして闘いが取り組まれた。

その勢いは一九二四年五月には一市八郡に波及し、さらに明石・有馬・朝来・美方・津名郡などの被差別部落にも影響を与えたのである。

では、多可郡内ではどのように自主的解放運動が展開されたのであろうか。多可郡内では水平社が組織されなかったが、二三年「新月」に「我々多可名青の青年が皆高岸村において自覚団」が結成されている。

自覚団は同年九月頃の「趣意」によれば、「我々名青のみの集り」で、「俺達や皆兄弟姉妹のみ団体を結ぶ会である。外部の人は一人も交ってはいない会であり、団体運動であります」と自らを位置づけた。

さらに、「本郡にも情私会とか種々雑多な会」が設けられているが、「しかし、それ等は真実におれたちを人間社会に生き得られるやうに侮辱なく、圧迫なく人間が人間として交りを結ぶやうな運動はしたでないが、実際に於て何一ツろくな事をしては居」ない、と厳しく批判した。

そして、同情的差別撤廃を偽善者の運動と切り捨て、「自分の問題を自分で解決する勇氣」とその方法として団結を訴え、「よき日を一日も早くつくり出さう」と呼びかけている。

この自覚団の「趣意」は、カナ交じりの文章で誤字も多いが、鈴木良が紹介した「水平社宣伝演説会に来たれ！」と酷似している。鈴木はこの文書を一九二二年二月二一日以後、三月三日迄とするが、手島一雄の指摘す

るように全水創立後に各地水平社結成を促すビラとして作成され、撒布されたものと考えられる。管見の限り、初出は一九二二年四月の埼玉県水平社創立大会のための宣伝ビラが確認される。注目すべきは雛型にある後段の「エタがとか新平民だとか云ふ精神的圧迫から脱れ」以下、「エタとして誇り得られる世の中をつくろうではないか」が自覚団の「趣旨」には削除されていることである。この点は鈴木、手島が指摘する「岡山県水平社創立大会に来たれ！」も同様であった。

この自覚団は、多可郡内の青年による自主的解放団体であり、近年注目されている水平社とは名乗っていないが、部落差別撤廃運動を展開していた福岡の自治正義団のように独立系水平社ともいえるだろう。

さらに、自覚団の「趣意」を所蔵する池田家には水上立憲水平社の「急告」なる文書も保存されている。水上立憲水平社なる団体も、これまで知られていない組織であり、独立系水平社同士の交流を示す文書といえよう。

自覚団のその後は不明だが、二五年一月に発行された『水平線兵庫県付録』には全兵庫県水平社執行委員長会議の記事が掲載され、多可郡日野村前島から田中巳太郎が出席、県委員長再選と県本部執行委員の改選の後に、「尚、加古・武庫・多紀・多可其の他の諸郡は各地の選

定をまつて決定する」と明記されているが、この後、多可郡から県本部執行委員に選出されたという資料は発掘されていないし、多可郡内に水平社が結成されたという記事・記録も発見されていない。

さらに、翌二六年の兵庫県水平社大会にも多可郡からの参加者が報道されているが、以後、郡内からの参加者は管見の限り、記録されることはなかったのである。

では地方新聞の『新播磨』は水平運動をどう理解していたのだろうか。兵庫県東播磨地方の最北端に位置する多可郡では、「世界は法律によつてよりも、寧ろ輿論によつて多く支配せらるる」を題字の右横に掲げて、地方新聞の嚆矢である『新播磨』が一九二一年一月一九日に創刊された。

『新播磨』は孤舟・高瀬庫逸を発行人として、折からの民本主義的傾向を背景に個人の解放と社会の改造、普選徹底の論陣を果敢に張り、これに応えて読者でもある郡内の知識人が農民の苦しさと地主に対抗する小作人組合や仲居組合の組織を訴え、青年団の改革なども投稿されている。

さらに自主的解放運動が展開されつつあった多可郡に於いて、殆ど同時期にこの運動に理解を示したMY生の次のような投書「水平社運動を何と見る」が掲載された

のである。

三月三日、それは三百万同胞が理由なき迫害と輕蔑から逃れ様として従来社会から亦当局から与へられる恩恵的平等改善策の彼等期待の裏切られた事を失望して被抑圧的階級より脱すべく自己の権利獲得の直接行動の爲め起れる水平社の一ヶ年記念日である。(中略)

誰か特殊部落人なるが爲めに泣かざる人があるか。穢多の代りに新平民を以てし、やがては特殊部落と呼び、今はたゞ地方改善又は部落改善と称すれ共、そこに明かに名義こそ異なれ、若しも変らぬ心理に依る待遇でなからうか。そこに或る階級的不平等の存在を認めねばならない。

而も之れを改善しようとは余りにも傲慢不遜の考へ方でなからうか。若し改善と称するなればとは、三百万同胞に理由なき迫害を加へて怪まぬが如き社会其物でなからうか。

吾人は水平社とは没交渉である。否如何なるものかも知らぬ。併し彼等が当然の主張を団結力を以て取ろうとしつゝ、ある事は事実である。吾人はそれを取らさねばならぬ。

本郡は僻地である。水平社に加入して運動しつゝ、有る人が有るとは思はぬ。然れ共、加入する否は其の人の自

由意志である。決して官憲に依つて関渉す可きで無く、又関渉するが却て百害ありて一利なきものであらう。吾等は宜しく要求すべきを与ふべきである。

ここには、「特殊部落人」や「新平民」の語を使用しながらも水平社の主張と、それを団結の力によつて闘い取ろうとする運動に理解を示し、これに加入せんとする者に対する官憲の干渉を厳しく批判している。

さらに、黒田庄村役場が「女給」を「敬愛するべき同胞の内より雇用せる事を聞き、喜びに堪へぬ。進んで吏員に、小学校教員に一校に一人位は准教員として雇用し、工場の寄宿舎にも、会社商店の中にも平等の幸福と利益を享有せねばならないと思ふ」と、人材登用を訴え、その根拠を「田舎には都会人以上にかゝる理由なき心理の甚しきものあるを吾人は憂ふ」と、苛酷な部落差別の存在に求めていた。

最後に、次のように郡当局に要請している。「当局は此の危機に臨み何かの準備ありや。労資問題、地主对小作問題と比ひ当局の賢察を願ひ度いのである」。

MY生は安達正明によれば、中村役場書記(のち、助役)の吉田万治であり、「最も公平に双方の利益を計る為めに、小作人同盟とか組合の組織が必要で正当である」と訴えた「先づ小作人組合を起せ」を初め、「第三者とし

て最も公平に」解決方法を提示しようとした「部落有林野統一に関する一考察」などを『新播磨』に寄稿している。

このように、多可郡内には水平運動に理解を示す主張が投書という形であったが存在した。さらに同時期に郡内青年による自主的解放運動が芽生え、また水平運動を支持し、参加する者がいた。県本部執行委員に選出されようとした活動家も存在した。だが、その実態は不明である。組織的な運動にはならなかったのではないだろうか。説明は今後の課題である。

二 兵庫県清和会多可郡支部の結成経緯と『新播磨』の主張

兵庫県清和会は一九二三年の設立後、一般への啓蒙宣伝活動に取り組み、機関紙『清和』の発行(一九二三年一二月創刊)と講演会・懇談会の開催を軸として、支部設置を急ぎ、翌二四年三月上旬までには一二、三郡に支部を結成するなど組織の拡大を進めた。

しかし、兵庫県清和会の発会式が二三年七月の社会改良事業協議会から五ヵ月後であったように、多可郡の清和会支部の結成もまた難産であった。

初めて兵庫県清和会多可郡支部結成準備の動きが知られるのは二四年二月の下旬である。その報道によると、二月二十九日に多可郡役所で清和会委員会が開かれ「支部設置に関して種々協議の結果、本月中に会員を募集し、四月二〇日前後に発会式を挙行の筈」であつた。

続いて三月には多可郡町村長会が開かれ、郡清和会支部設置を議決し「近く発会式を挙行する事となり目下各町村に於て会員を募集中」と伝えられ、会則を公表したが、会員拡大は思うように進捗せず、「愈よ来る（五月―引用者注）三〇日、中町公会堂に於て発会式を挙行の筈」が、「養繭期で多忙のため」七月中旬まで延期となつた。

この後も、六月の郡町村長会で「清和会に関する件」などが協議されているが、一二月の郡町村長会では協議事項にも取り上げられず、全く行き詰まってしまうのである。

何故、郡清和会支部の発足がもたつたのだろうか。「養繭期で多忙のため」だけではないことは、翌年春に入つても発足できなかったことから明らかである。もともと、多可郡内では改善運動が他郡と比較すれば不活発で、揖保郡・氷上郡・加古郡などのように受け皿となる郡単位の改善団体も結成されていなかったことに一因

があるのではないだろうか。二四年六月以降、翌年三月迄の間に支部設置の動きは、『新播磨』には管見の限り報道されていない。

では水平運動に期待を示し、「水平社運動を何と見る」を掲載した『新播磨』は清和会をどのようにとらえていたのだろうか。兵庫県清和会多可郡支部の発会式が挙行予定とされた二四年五月に『新播磨』は「清和会支部設置に就て」と題する論説を掲載する。この論説は、水平社は自主的に生まれたものであるが、設置されようとする清和会は官製であり、幹部たる地方の当局者・教育者は差別撤廃のため模範を示す誠意があるのか、と次のように厳しく問うている。

聞くが如くんば、清和会の各幹部は多く地方の主腦者並に校長等を以て充てるようである。而も其村長たり校長たるもの、果して吏員及教師に幾人我兄弟を採用しつ、ありや。会員たる伍長、什長は如何なる程度迄吾兄弟を理解せりや。吾人は之を考へる時、そゞろ心暗き感なき能ず。

彼等が唱へる名論は其心底よりの叫びなりや。然らば後日、中学・女学を卒業したる我兄弟が母校に教師として雇用方を申請したる時、快諾して優遇するや。又其他に駐在所を設け、地方文化促進と融和のため先当局たる

郡署長其他の当然寄留せねばならぬ人達は、其地に起居を共にして自ら其範を示すだけの誠意ありや。

吾人は美名を好まず、自ら之を行ふ事能ずして地方民に結婚を奨励し、且つ其会長幹事たる資格があるかどうかどうか疑はざるを得ないものがある。²²

論説は、生まれようとしている清和会郡支部の幹部諸氏に対して「名論」だけでなく、差別撤廃の具体的行動を求めており、しかも「権力と金力」による上からの組織化を痛烈に批判し、組織にとって自主性が最も肝要と主張している。

そして、「恩恵的に受くべきにあらず、当然獲得すべきものを獲得する。そこにこそ真理の閃きがあり、水平運動は起れるものを、清和会が如何に時代の要求に副ふや今後の活動に俟つ」と、水平運動の妥当性に対し、融和運動は熱を持っていないと次のように批判した。

唯、申訳的に多数会員を募集し、何等相互の心底に触る、なき表面の問題を作つて研究・論議し、物質的援助や一片の講演等を以てしては地方改善や相互親睦の実を挙ぐる事は、不可能事たるべく。要は理解ある人々が吾兄弟を中心として、会に伍し膝を交へて相談し、温き愛情によつて其行動を共にする處に互に理解し合ひ、水平運動の必要もなく、公正平等の幸福を享有出来得るので

ある。

論説の筆者、安達溪月はこの年（一九二四年）主筆に迎えられ、激化する小作争議を背景に、早速「農民運動に就いて」²³を執筆、農民の勤勉に反して「社会は経済的破綻を以てし、此の善良に報ゆるに侮蔑の念」を持っていと批判している。

さらに論説は、県清和会の目的を「心と心の融和」と表現しているように、観念的との謗りは免れないが、遮二無二支部の設置を進めていこうとする郡当局者にとっては痛烈な批判となつたであろう。

このように、県清和会郡支部の設置は一年余り頓挫したが、一九二五年三月の郡町村長会で改めて「清和会支部発会式に関する件」が議決²⁴され、四月の同会では「五月一〇日清和会発会式挙行の件、及び講習会の件」を協定²⁵、実行に移していくのである。

しかし、五月一〇日の清和会郡支部発会式は順調に進行了たのではなかった。佐藤郡長の式辞後、支部会則の議定に入るや「一寸波瀾を見せかけ」、結局「迎山治兵衛氏の主張通り原案の一部に修正を加へ、役員選挙は細田県議及各町村長に銓衡を一任して支部長は佐藤郡長、副支部長は斎藤署長に決定」²⁶したなどと報道されている。

一方、清和会機関紙では発会式の模様を「佐藤郡長が

開会式に到る経過報告を為す。理路整然たる、よい挨拶であった。それから会則、決議、役員選挙だが、これがまた、大なる熱を以て行はれた」と評価するが、議場の「波乱」を「大いなる熱」と表現し、さらに原案の一部に修正を加えたことを書き留めていないなど、落差は大きいといわざるをえない。

こうした妥協の上に清和会郡支部が発足する。清和会多可郡支部の事業も、啓蒙宣伝活動から着手された。郡支部発足直後の五月一二日から一四日まで清和会主催の婦人講習会が中町東山正福寺で開かれ、並行して一三日には清和会主催の講演会が軌保(県社会課嘱託)、前田(本願寺)を講師に西脇校で開催²⁸されている。

また、多可郡支部では二六年秋に職業及び生産品の販売組織の改善方法を協議²⁹し、藤本会長が県清和会と交渉の結果、五〇〇円の補助を得て中町東山農会が動力農具を購入、一月三〇日から仕事を始めている³⁰。

このように、全国水平社創立以後、それまで改善運動が低調であった多可郡でも清和会の郡支部が一年余りの頓挫後に結成され、被差別部落に対する取り組みが動き出した。しかし、差別事件は相次いだのである。

三 頻発する差別事件

水平社が県内各地で結成され、後を追うように兵庫県清和会の市・郡支部も相次いで組織されていった。徹底的糾弾は初期水平社を特徴づけるものの一つであるが、差別事件に対しては水平社未結成地域でも部落大衆によって闘われ、付近の水平社の支援のほか、清和会・郡役所などの調停で解決している事例もある³¹。それは差別撤廃を求める被差別部落の人々の声が無視できなくなった以上、融和団体や県郡当局としてもそれを水平社によるのではなく、自らの手で進めようとしたからである。

多可郡では前述の如く、水平社が組織されていないが、郡内の部落大衆には隣郡の加東郡水平社に支援を求めるなど、差別事件に対して果敢に闘っている。以下、検討する差別事件は、地元紙『新播磨』を検討することによって初めて明らかになったものばかりである。

多可郡内の差別事象については、すでに一九二三年から問題になっていた。「田舎には都会人以上にかゝる理由なき心理の甚しきもの」があると指摘したMY生の「水平社運動を何と見る」が『新播磨』に掲載されたのは、まさにこの年である。

西脇町の飲食店藤本方の雇い仲居が三月に自分の部屋で揮発油を呑み、自殺せんとしたが、家人に発見され一命を辛うじて取り留めた。その原因は、客が一杯機嫌で「お前はエタであろう」と言ったことが偶然にも当たり、それを苦にしたものであった。⁽³²⁾

また、『新播磨』に報道された最初の差別糾弾は、二三年六月のことである。黒田庄村前坂の飛田・北山の二人が六月二七日に同村黒田の藤原方に雇われ田植えに行つたが、大雨のため帰宅しようとした。それを見た藤原が立腹して、「差別的言語を使つて呷いた」言葉を二人が聞き、区長に「吾等否我村を侮辱した」と告げた。区長は藤原に真偽を質したが容易に「自白」しないので、青年会が会員を招集し、藤原を光福寺に伴い詰問、「私事、先日貴村に対し差別的言語を申述べ候へ共、以後は子孫に至る迄、決して右様の言語動作等は致間敷、謝罪証依て如件」との謝罪状を前坂村に提出し、三〇日夜中に解⁽³³⁾決している。

翌七月には杉原谷村杉部の中山が一四日午後、同村三谷の理髪店に散髪をしようと出掛けた際、これから伊勢講に行かねばならないから、と断わられた。中山はこれを村民に告げると、「差別的待遇をする」と憤慨。翌一五日に休業し、西教寺に集合の上、理髪店に押しかけ、

「何故、俺等の散髪は出来ないのだ。其の理由を聞かせ」と抗議した。これに対して中村署の三人の巡査が出張、結局三谷区長・什長二人と理髪店の親子が寺に駆けつけ、謝罪して夜中に漸く解決した。⁽³⁴⁾

さらに、二五年六月には山陽中央水力電気㈱の「工夫」が西脇町内の起毛工場で内線工事中、日野村前島の中島に「差別的言語を弄し」、中島は帰宅後に付近の人々に告げ、一方加東郡水平社にも打電する。翌日には加東郡水平社執行委員長の前田忠太郎らが来町するが、齋藤警察署長・秋山視学らの調停で解決したといふ。⁽³⁵⁾

このように、次々と差別事件・差別事象が発覚するなか、『新播磨』は前述の「清和会支部設置について」と題する論説を巻頭に掲載し、苛酷な差別の実態を撤廃するため人材登用・駐在所の設置、郡当局者などの地域への寄留を訴えた。⁽³⁶⁾しかし、清和会郡支部が発足した翌月に山陽中央水力電気の労働者による差別事件が起り、前島の村民が加東郡水平社に支援を求めると、郡当局者は対応に追われたのである。また、前坂では青年会が謝罪状を取っており、ここにも水平運動の影響を見ることができるといえよう。

四 多可郡の小作争議と国本会

兵庫県内の東播磨（東播）地方の最北端に位置する多可郡は西脇町の西脇区と中村町など中村（のちの中町）の中心部を除けば、地域全体としては農村地帯であり、西脇周辺の地場産業である播州織が海外市場に進出し、飛躍的に発展するのは関東大震災以降のことであった。

小作農・自小作農にとって農業経営上の最大の困難は小作料の高位性にあり、このため小作側の労働に見合う収益確保を目指した闘いが、小作料減免要求として一九一三年に多可郡内にも発生し、また二〇年一件、二二年三件、二三年三件の小作争議が報告³⁷されている。

さらに、これらの小作争議報告では触れられていないが、黒田庄村前坂では一九二一年に凶作などのため小作争議が起こり、翌二二年に入っても未解決のため小作人一同が「哀願的に」各地主に迫り、一方では小作人の団体である国本会が組織³⁸されたのである。

この被差別部落の小作人団体・国本会については安達正明が初めて、日本農民組合兵庫県連合会の傘下に東播連合会が組織され、同連合会の構成支部には加東郡内の支部名もあり、さらに同郡には水平社も結成されたが、

「加東郡に北接する多可郡では、そのいずれもが組織され」ず、「わずかに類似するものとして、『現に滅亡しつつある自己を救うべく焦眉の急務』（設立趣意書）とうたつて、国本会（黒田庄村）の発足をみたにとどまる」と指摘したが、それ以上の言及はされていない。

また、『黒田庄町史』には、黒田庄村の「村当局者及び大幅地主層は、本村にも『誤レル民本・平等ノ思想』が入ってきており、小作人が『官公ヲ軽ク見』るようになってきたとして、何らかの対策に迫られるのである。また、本村には村外地主による土地所有もかなりにのぼっており、大正一一年段階で、田地約五八町歩・畑地約二町歩にもなっていた」と地主と小作人間の矛盾を強調しているが、前坂村小作争議の指摘はない。さらに、『西脇市史』史料篇（一九七六年）に至っては、小作争議は一件も収録されていないのである。

一方、地元の黒田庄町解放教育研究会教材研究委員会が作成した『部落の歴史と文化』には資料中の「資料2、検地・地租改正と身分差別2」（年表）に国本会の名称と括弧を付して前坂の小作人組織との説明はあるが、結成年月や小作争議の内容は紹介されていないので、以下関係記事を検討する。

『新播磨』は創刊当初から小作農民の苦境とその打開

策を論説や投書で示した。それは時代の変化を認識した『新播磨』の発行人や同紙を支えた地域の知識人にとって地主の横暴が相も変わらず存在し、一方、小作農民は団結の力を自覚し、活発な小作争議が展開されている現実を反映していた。

ことに一九二一年は凶作で、高率小作料に対する小作農民の不満は高く、兵庫県内の小作争議は「大正十年ノ凶作以降俄ニ激増⁴³」し、地主に二割五分、三割減額の要求を各地で提起していた。多可郡黒田庄村前坂でも凶作と「一昨年からの行掛りの為に真の解決が出来」ないために「未だに年貢米を完納せず⁴⁴」、紛糾していたのである。翌二二年末には前坂の小作人は「文面を認め、小作人一同として哀願的に各地主に迫り、一方に於ては国本会なる」団体を組織し、小作料減免を要求し「盛に氣勢を煽りつつあ」った。

この前坂の小作人が認めた書面には、次のように小作米減免の理由と決意が込められている。

我々小作人が畢生の努力をしましても、地質水利の都合上、此地方ではどうしても反に三石の収穫米がありません。今年こそはと思つて居りましたのに、やっぱり駄目でした。二石七、八斗平均が六つかしいです。此中より改良米一石五斗内外の小作料を納めますと、残りは屑

米共に一石一、二料と藁代とであります。どんな算盤を持ちましても、肥料代其他合計二十二、三円の失費と二人以上の労働賃金の出る道がありません。

そこで種々苦心焦慮の結果、甚だ以て御気毒の至りですが、地主各位の深大の御同情に縋りて小作料の軽減を御願ひしたいのであります。左もなくば我々は滅亡の外ありません⁴⁵。

各地主に認めた書面は「哀願的」であったが、減免の意志は堅く、長期戦となった。

翌二三年二月には「目下、多可郡黒田庄村前坂には小作争議が起り、全戸数百五十戸は不安に襲はれ」、「此儘で推移したならば、恐らく百五十戸は百戸位に減じ、部落は大いに衰微するであろうと言うので、二一日、郡会議員藤井節太郎氏は県農会に出頭し「善後策を協議した。さらに県農会は、二三年度の新事業として四月から農事相談所を開き、種々の紛議に対して調停を試みることを計画し、前坂の小作争議に対しても早速、山脇延吉県農会会長らが協議中とも報道された。

藤井自身は山脇県農会会長らと会見し、前坂の小作問題で意見を交換したのは事実だが、調停を依頼したというのは事実無根で、自分は地主と小作人の中間に立ちたいと反論している⁴⁷。しかし、『新播磨』が調停依頼の記

事を掲載したのは理由があつたことだろう。

前坂の全戸数は一九二三年当時一四八戸。内自作農一八、小作人一〇〇、労働者三〇の純農村で、耕地四〇町の内訳は自作一二〜一三町、その他は他村大地主の所有が大半であり、残余は小作人の僅かな所有であつた。しかも、前述の書面の如く、小作料は高率のため肥料代にも足らず、凶作は生活難に一層拍車を掛け、争議に至つたのである。

この県議らの調停は不調に終わったらしく、三月には前坂の光福寺内に国本会の仮本部を置き、「郷土の改善に就て識者の同情を求むる書」と題する長文の国本会設置の理由と支持の訴えを『新播磨』に寄せている。

そこには、耕地が少ないのに小作料は高率で、一方副業は乏しく、且山林も敗訴の結果⁽⁴⁹⁾少なく、薪炭を得るに困難などのため村は疲弊し、明治の初年には二〇〇戸以上もあつた人口も激減した。中学校、女学校を卒業した者も皆無であり、しかもこれら貧困の苦悶は「祖先以来、数百年伝統的に潜在鬱積せる萬斛の怨念」即ち、部落差別の苛酷さに起因すると訴えている。

そして、「我等が今此国本会なるものを創立したのも、決して閑餘の好事ではない。現に滅亡しつゝ、ある自己を救ふべく焦眉の急務である。併し夫にしては我等はあま

りに微力である。あまりに貧弱である。伏して天下の仁人義士に訴ふ。希くは深大の同情を以て来りて、一臂を我等の事業に賛したまわんことを」と支持を訴え、仮本部国本会創立發起人として池田元、亀尾伊之助、山川善松、山口博二、北脇仁松の氏名を列記している。

既に二二年四月には神戸で日本農民組合が創立され、直後から東播地方では宍粟・印南・加古・加東郡で活発な宣伝が行われた結果、翌二三年五月に日農東播連合会が結成された。この年は前年からの淡路鳥飼村中組を始め、尼崎市東難波・西難波、加古郡宗佐村・阿閉村、印南郡米田村、加東郡上東条村、加西郡九会村、宍粟郡染河内村などで小作争議が起こり、尼崎、米田、九会村などでは有利な条件で解決している。

しかし、前坂では各地主が頑なに減免を認めず、二三年も未解決のまま年を越した。翌二四年は郡内全体が「稀有の旱害の為、今や稲作収穫期に際して、過去半歳に於ける油と汗の必死的努力は、空しく凶作⁽⁵⁰⁾てふ悲しむべき結果に到り、地主も小作人も枯穂を前にして長大息する惨状」となった。

このため前坂の小作人は、二四年一二月頃に国本会を中心として協議の結果、「本年は未曾有の旱害に際し、不眠不休の努力によって辛ふじて今日の収穫を見るに至

ったのであるから、地主としては当然、小作人に全部給付すべきものであるとなし、万一夫を容れられざるに於ては、費用として反当四十円宛支給を要求する」と纏り、「小作人惣代たる同村山川伝松、亀尾伊之助、柳田民蔵へ申出で、近く地主側に対し交渉を開始する筈⁵¹」と報道されている。これらの小作争議に対応するためであろう多可郡町村長会が一月一四日に開かれ、席上「小作調停法趣旨普及に関する件」などの協議⁵²を予定している。

翌二五年の一月、紛糾を続けていた郡内の小作争議が相次いで解決した。黒田庄村田高と日野村市原である。これらは部落外の小作争議であるが、「其他各地の争議も近く全部の解決を見る模様⁵³」と『新播磨』は観測している。

しかし、前坂の小作争議の結末は明らかでない。『新播磨』はこれ以降も郡内の小作争議については報道しているが、前坂の争議の結末については何ら触れていないのである。

前坂では小作争議の渦中の二四年には区長選挙での不正投票が発覚⁵⁴し、翌二五年には光福寺住職の費消問題も発覚、また三五年にも新任職の排斥問題で混迷が深まった。これらは争議の結末にも影響を与えたのではないだろうか。さらに多可郡内では日本農民組合に結集した村

(支部)もなく、各地主も頑迷で、孤立無援の闘いが続き、有力者の調停で終結したと想像される。

結びにかえて

近代部落史研究にとって地方新聞は何物にも変えがたい資料源の一つである。本稿では兵庫の東播磨地方の多可郡で発行されていた『新播磨』を素材に、水平運動未設置地域における地方新聞の水平運動観、融和運動観と差別事件、小作争議を不十分ながら検討することができた。

そこでは、水平運動未設置地域であっても自主的解放運動が存在し、さらにこの自覚団の「趣意」は独立系水平社と考えられる氷上立憲水平社のピラとともに保存されていたのである。また、地方新聞の『新播磨』は団結の力によって闘いとうとする水平社の運動に理解を示していた。さらに、清和会郡支部の創立は一年も頓挫し、妥協の上に発足したのであり、また小作争議の渦中に被差別部落の小作人団体・国本会が生まれ、他村地主らと長期間闘い続けていたことも判明した。しかし、小作争議の結末などは不明である。今後の課題としたい。

付記『新播磨』の検索にあたっては、西脇市郷土資料館と脇坂俊夫氏に格別の便宜を図っていただいたことを末尾ながらお礼申しあげる。尚、本稿は第二回原田伴彦・部落史研究奨励金の交付による研究成果の一部である。

注

- (1) 安達正明「地方における大正デモクラシーの成立とその変貌―兵庫県北播・西脇地方における場合」(兵庫史学会『兵庫史学』60号、一九七三年四月)。
- (2) 安達正明「大正デモクラシーと『新播磨』―高瀬孤舟と安達溪月」その1・その2(『広報にしわき』一八〇・一八一号、一九七三年一月・二月)。
- (3) 「軍隊へも食入った／水平社の全国的大運動」『神戸又新日報』一九三三年二月一日付(兵庫部落解放研究所『兵庫水平運動史料集成』二〇〇二年、二頁)。
- (4) 田宮武『新聞記事からみた水平社運動』関西大学出版会、一九九一年。前掲『兵庫水平運動史料集成』二〇〇二年。
- (5) 池田周二家所蔵文書(兵庫県部落史研究委員会『兵庫県同和教育関係史料集』三巻、一九七四年、五九一―五九二頁)。
- (6) 鈴木良「京都における水平社の成立」(『部落問題研究』151、二〇〇〇年、三一―三二頁)。
- (7) 手島一雄「水平社創立研究の現段階に学ぶ」(『部落問題研究』163、二〇〇二年、五四頁)。
- (8) 『水平』一卷一号、一九二二年(復刻世界文庫版、五四頁)。
- (9) 大阪府水平社水平線発行所、兵庫県水平社本部『水平線兵庫県付録』4号、一九二五年一月二〇日(『初期水平運動資料集』5巻、不二出版、一九八九年一〇月、一九頁)。
- (10) 『丹陽新聞』一九二六年四月二二日付(前掲、田宮武『新聞記事からみた水平社運動』三一五―三一六頁)。
- (11) MY生「水平社運動を何と見る」『新播磨』36号、一九二三年四月一日付(前掲『兵庫水平運動史料集成』五四九―五五〇頁)。
- (12) 前掲、安達正明「地方における大正デモクラシーの成立とその変貌―兵庫県北播・西脇地方における場合」六頁。
- (13) MY生「先づ小作人組合を起せ」『新播磨』9号、一九二二年五月二五日付。
- (14) MY生「部落有林野統一に関する一考察」『新播磨』13号、一九二二年七月二七日付。
- (15) 「清和会支部／市の設立協議」『神戸新聞』一九二四年三月一五日付。

- (16) 「多可郡にも／清和会の／支部を設置認」『新播磨』69号、一九二四年三月四日付。
- (17) 「清和会多可郡支部／近く発会式を挙行さる」『新播磨』71号、一九二四年三月一九日付。
- (18) 「清和会／支部発会式」『新播磨』80号、一九二四年五月一八日付。「最近の各地／多可」『大阪朝日新聞神戸付録』同年五月二〇日付。
- (19) 「清和会支部／発会式は延期」『新播磨』82号、一九二四年六月一日付。
- (20) 「町村長会同」『新播磨』85号、一九二四年六月二七日付。
- (21) 「町村長会同」『新播磨』105号、一九二四年二月一六日付。
- (22) 「清和会支部設置に就て」『新播磨』81号、一九二四年五月二六日付。
- (23) K生「農民運動に就いて」(一)『新播磨』67号、一九二四年二月一八日付。
- (24) 「町村長会と／事務組合予算」『新播磨』116号、一九二五年三月一六日付。
- (25) 「町村長会」『新播磨』120号、一九二五年四月一六日付。
- (26) 「清和支部会／発会式の盛況」『新播磨』124号、一九二五年五月一五日付。
- (27) 「清和運動／行脚日記(九)／多可行」『清和』17号、一九二五年七月一五日。
- (28) 「婦人講習会」『新播磨』124号、一九二五年五月一五日付。
- (29) 「時代の進展に伴ふ／職業及生産品の改善／多可清和会支部の活動」『新播磨』204号、一九二六年一〇月二日付。
- (30) 「清和会の活動／五〇〇円補助／で東山農会が／動力農具購入」『新播磨』214号、一九二六年一二月一日付。
- (31) 拙稿「兵庫県水平運動史関係年表」(草稿)そのⅡ(「ひょうご部落解放」30号、一九八八年三月)。兵庫県清和会「回顧十年」一九三三年。
- (32) 「揮発油を呑んで／自殺せんとした仲居／身の素性を知られた／悲しさに夫れを苦にして」『新播磨』35号、一九三三年三月二一日付。
- (33) 「差別的言語を弄した／とて遂に謝罪状を／入れさして漸くに解決」『新播磨』46号、一九三三年七月二一日付。
- (34) 「何故俺等の散髪を／してくれないのだと／部落民が大挙して／理髪店に押蒐ける」『新播磨』47号、一九三三年七月二一日付。
- (35) 「山水工夫の／失言問題／ヤット解決」『新播磨』127号、一九二五年六月八日付(前掲「兵庫県水平運動史料集成」一四八頁)。
- (36) 前掲「清和会支部設置に就て」。
- (37) 兵庫県史編集委員会「兵庫県百年史」一九六七年、七

一一頁。

- (38) 兵庫縣『農業争議ノ沿革並現況』一九二三年二月、六頁

- (39) 「小作問題の火の手／野村の小作人は二割減／を主張し前坂の小作人／は哀願的の書面を發す」『新播磨』27号、一九二三年一月一日付。「台頭しかけた／小作争議／全部くれるか／費用を出すか」『新播磨』101号、一九二四年一月一日付。

- (40) 前掲、安達正明「地方における大正デモクラシーの成立とその変貌―兵庫縣北播・西脇地方における場合」六頁。

- (41) 黒田庄町史編纂委員会『黒田庄町史』一九七二年、四〇七〜四〇八頁。

- (42) 黒田庄町解放教育研究会教材研究委員会『部落の歴史と文化』一九九四年、六頁。

- (43) 前掲『農業争議ノ沿革並現況』五頁。

- (44) (45) 前掲「小作問題の火の手／野村の小作人は二割減／を主張し前坂の小作人／は哀願的の書面を發す」。

- (46) 「小作争議で／部落衰微／県農会調停協議」『神戸新聞』一九二三年二月二二日付。

- (47) 藤井節太郎「小作問題に対する自分の立場から」『新播磨』34号、一九二三年三月一日付。

- (48) 「郷土の改善に就て識者の同情を求むる書」『新播磨』35号、一九二三年三月二一日付。

- (49) 野村宣行「明治初年の未解放部落における入会権」(『部落問題研究』41、一九七四年) 参照。

- (50) 「刻下の急務に善処せよ」『新播磨』101号、一九二四年一月一日付。

- (51) 前掲「台頭しかけた／小作争議／全部くれるか／費用を出すか」。

- (52) 「最近の各地／多可／町村長会」『大阪朝日新聞神戸付録』一九二四年一月一日付。

- (53) 「小作争議円満解決／覚書を取交して手を／打った黒田村田高」『新播磨』108号、一九二五年一月二一日付。「紛糾を重ねた市原の／小作争議漸く解決す／結局一割八分減で」『新播磨』109号、同年一月一九日付。

- (54) 「不正投票の／区長当選問題」『新播磨』73号、一九二四年四月三日付。